

「KP 市場連動メニュー」（高圧・特別高圧）実施要項

第1条（適用）

この実施要綱は、当社が、高圧または特別高圧にて電気の供給を受けるお客さまに対して、託送約款等に定める託送供給により電気を小売りするときにおいて、電気需給約款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとします。

第2条（電気の特性と非化石証書料金）

本要綱により供給する電気は、お客様の希望により、当社が非化石証書を購入し使用することで、実質再エネの電気とすることができます。非化石証書はお客様が前年度に使用した電力に対して毎年7月上旬に発行するものとします。

単位	単価（税込）
お客様が4月1日から3月31日の期間に使用した電力量に対し、お客様が希望する割合に応じた電気使用量1kWhにつき	非化石価値取引市場の取引価格+取引手数料0.0011円

第3条（基本料金）

基本料金単価は、契約種別、エリアおよび契約決定方法に応じて下記①及び②の合算額を乗じた額とします。いずれも、消費税等相当額を加算した後の金額です。

契約種別	エリア	単位	① 単価（税込）	② 供給手数料（税込）
高圧電力	北海道	1kW につき	各エリアの託送供給等約款で定められた「接続送電サービス」の高圧「基本料金」と同額	個別契約とし、電気受給契約書に定める単価
	東北			
	東京			
	中部			
	北陸			
	関西			
	中国			
	四国			
	九州			
特別高圧	北海道	1kW につき	各エリアの託送供給等約款で定められた「接続送電サービス」の特高「基本料金」と同額	個別契約とし、電気受給契約書に定める単価
	東北			
	東京			
	中部			
	北陸			
	関西			
	中国			
	四国			
	九州			

第4条（電力量料金）

電力量料金は契約種別、エリアおよび契約決定方法に応じて下記①、②及び③の合計とします。

契約種別	エリア	単位	① 託送従量 料金 (税込)	② 電力調達料金 (税込)	③ 供給手数料 料 (税込)
高圧電力	北海道	30分ご との使用電力 量 1kWh につき	各エリア の託送供給等約 款で定められた 「高圧標準接続 送電サービス電 力量料金」と同額	30分毎の電力卸市場 のお客さまのエリアの 前日スポット市場価格 に対し、以下の算定方 法で計算した価格 ＜算定方法＞ 30分 の電力卸市場の前日スポ ット価格÷(1-お客さ まの供給電圧およびエ リアの損失率)×(1+ 消費税等の税率)	個別契約 とし、電 気供給契 約書に定 める単価 (スポット 取引売 買手数料 0.033円 を含む)
	東北				
	東京				
	中部				
	関西				
	北陸				
	中国				
	四国				
	九州				
特別高圧	北海道	30分ご との使用電力 量 1kWh につき	各エリア の託送供給等約 款で定められた 特別高圧標準 接続送電サー ビス電力量料 金と同額	30分毎の電力卸市場 のお客さまのエリアの 前日スポット市場価格 に対し、以下の算定方 法で計算した価格 ＜算定方法＞ 30分 の電力卸市場の前日スポ ット価格÷(1-お客さ まの供給電圧およびエ リアの損失率)×(1+ 消費税等の税率)	個別契約 とし、電 気供給契 約書に定 める単価 (スポット 取引売 買手数料 0.033円 を含む)
	東北				
	東京				
	中部				
	関西				
	北陸				
	中国				
	四国				
	九州				

第5条（その他の事項）

本実施要綱のほか、電気需給契約書および電気需給約款に定めのない事項については、お客さまとの協議により決定することとします。

付則 この要綱は令和8年4月1日以降に検針を迎える電気料金について適用します。